2020(令和2)年3月 大東文化学園内部質保証 外部評価委員会

2019(令和1)年度 外部評価委員会報告書

学校法人大東文化学園

目 次

内部質保	証外部評価委員	員会委	員-	一舅	岂	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
基準 2	内部質保証•			•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	3
基準 4	教育課程・学	習成是	具·	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
基準 5	学生の受け入	れ・		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	11
基準 7	学生支援・・			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	13
基準 8	教育研究等環	境・		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	19
基準 9	社会連携・社	:会貢繭	状・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	22
	大学運営・財																								
(1)大学運営・			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	25
(2) 財務・・・	• •		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	30
外部評価	委員会との意見	見交換	会	記	録					•	•														33

◎委員長、○副委員長

			, ,
0	関根謙	三田文学 編集長 慶應義塾大学名誉教授 元文学部長	
0	福島健介	帝京大学 教育学部 教育学科長	_
	天野 安喜子	株式会社宗家花火鍵屋・15代目当主	
	猪 野 正 浩	株式会社タニタ 経営本部改革推進部 部長 (本学卒業生)	-
	唐 沢 昌 敬	唐沢公認会計士事務所・公認会計士	-
	中 原 秀 樹	公益財団法人地球環境戦略研究機関シニアフェロー 東京都市大学名誉教授	学外
	中 村 幸 一	東松山市 教育長	
	原 和世	公益財団法人大学基準協会 国際企画室長 (本学卒業生)	
	平良木 登規男	元本学法務研究科 教授 慶應義塾大学 名誉教授	
	山中哲也	元鎌形学園 東京学館浦安高等学校 教頭 (本学卒業生)	-
	中 井 睦 美	教職課程センター教授	学内
	中 井 睦 美	** * ****	学内

【幹事:総合企画室】

(外部評価委員会の設置、役割、委員、開催、任期等)

- 第12条 学園は、自己点検・評価の信頼性と適切性を担保するため、認証評価機関による評価とは別に、学園独自の外部評価を行う外部評価委員会を設置する。
- 2 外部評価委員会は、学外委員および学内委員をもって構成する。
- 3 外部評価委員会の委員は、理事長が理事会に諮り、これを委嘱する。
- 4 外部評価委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 外部評価委員会に委員長および副委員長を置く。委員長および副委員長は、理事長が理事会に諮り、これを指名する。
- 6 外部評価委員会は、委員長が必要に応じて招集し、その議長を務める。
- 7 外部評価委員会が必要と認める場合は、推進委員会および各自己点検・評価委員会の委員長等に出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 8 外部評価委員会は、学園の自己点検・評価の内容を検証・評価し、学園に対して必要な提言を行う。
- 9 外部評価委員会の運営に関し必要な事項は、推進委員会の委員長が推進委員会の議を経て、これを定める。
 - 学校法人大東文化学園自己点検・評価規程 -

基準2 内部質保証

2-2 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点 1 : 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織に関する規程の整備と、推進に責任を負う全学的な組織のメンバー 構成

【評価】

貴学では内部質保証に取り組むため、2013年度に「大東文化大学基準別基本方針」の一つとして「内部質保証に関する方針」を策定し、その手続きなども明確化した。さらに2018年度には改めて「内部質保証に関する方針」を定め、これに沿って、「学校法人大東文化学園内部質保証規程」(2019年4月1日施行)を策定した。そして同規程に基づき「内部質保証推進委員会」を設置している。「内部質保証推進委員会」は、学園全体の内部質保証システムを有効に機能させることを責務とし、教学マネジメントに関わる目標・計画を設定し、その適切性や有効性を検証し、検証した結果を次年度の行動計画や将来ビジョンへつなげることを役割としている。また、「内部質保証推進委員会」の下に、内部質保証システムに関する企画、調整等を行う「企画調整委員会」、全学的観点から自己点検・評価を行い、「内部質保証推進委員会」に報告する「全学自己点検・評価委員会」を置いている。さらに、部局ごとに自己点検・評価を行うため、「部局別自己点検・評価委員会」を置いている。

「内部質保証推進委員会」は、学長、各附設校の長、常務理事、学務局長、事務局長、副学長、 学部長、大学院研究科委員長、図書館長、大学附置研究所長、センター所長、学長室長、高等 学校教頭、総合企画室長、学務部長、総務部長、財務部長、管理部長、東松山事務部長、研究推 進室事務長、全学教務委員会委員長、全学研究推進委員会委員長、東松山キャンパス運営委員 会委員長、全学FD委員会委員長、全学人事委員会委員長、企画調整委員会委員長を構成員とし ている。

こうした内部質保証のシステムは計画的かつ総合的であり、適切に機能していると判断できる。 ただ同時に、 貴学の内部質保証システムの現状を把握するための報告書の記載はまだ完全 とは言えず、いくつかの課題も残されている。

1. 「内部質保証推進委員会」の役割として、「検証結果は次年度の行動計画や将来ビジョンへ繋げていく」(報告書 10 頁)と記載される一方、「部局別自己点検・評価委員会」では、「点検・評価を行い、必要な改善計画とともに年度末に「内部質保証推進委員会」へ結果を報告する」と記載され、部局→全学→内部質保証推進委員会の時間的プロセスが明確とは言えないとの指摘があった。この点に関し、事務局からは報告書の改善すべき事項として、「点検・評価シートの書式には予算積算の欄を設けてあり、各部局の事業計画と予算措置と紐づけている」と記述しているものの、現状では自己点検・評価活動と、学園の行動計画・事業計画は、実質的に連関していないため、今後システムを再検討していく必要ありと認識しているとの回答があり、課題が共有されていることが確認された。また現状として学園の将来ビジョンの施策について、実際に検証はされておらず、内部質保証システムとして、

今後どのような方向性をもってPDCAサイクルを回していくのかが学園全体としての大きな課題となるとの認識が示された。貴学が今後、自己点検・評価と学園の事業計画、行動計画を連関させ、学園の将来ビジョンの施策についてのPDCAサイクルの回し方についても、学内の全体の共通認識として構築しなければならないと考えていることは重要であろう。実際の手続きにおいては、各部局は点検・評価の結果、改善が必要とする事項について目標シート(B票)を作成し(5月)、「全学自己点検・評価委員会」は部局のシートをもとに報告書を作成し(7月)、「内部質保証推進委員会」へ提出、年度末には経過報告を提出するとされており、「内部質保証委推進員会」がその改善状況を確認するとの返答であったが、この具体的行動日程の確保は大きな意義を持つものといえよう。

- 2. 「内部質保証に関する方針」において、報告書 10 頁では、「内部質保証推進委員会」は、 部局等の点検・評価を全学的観点から検証し、改善を指示するとともに、助言や支援を行 うとしているが、全学的観点から「検証」の具体的内容が明確でなく、また、報告書 12 頁 に記載されている「全学自己点検・評価委員会」で行う全学的観点からの「自己点検・評価」との違いが明示されていないとの指摘があった。これに対し事務局からは、「全学自己 点検・評価委員会」は、全学的視点(全学教務委員会、全学人事委員会等)と個別的視点 (学部、研究科等)としての「部局別自己点検・評価委員会」が作成するシートに基づき 「大東文化大学点検・評価報告書」を作成することになっており、「内部質保証推進委員会」は、「大東文化大学点検・評価報告書」を全学的観点から検証するとなっているが、全学的観点としての評価指標を定めていないため、施策の実施状況を確認することに留まっており、「方針」に明示している検証はできていないとの回答があった。これは内部質保証の実質が問われる根本的な問題であり、今後速やかに確定していく必要があろう。
- 3. 「内部質保証推進委員会」の役割として、教学マネジメントに関わる目標・計画を設定し、 その適切性や有効性を検証し、検証した結果を次年度の行動計画や将来ビジョンへつなげ ることを挙げているが、上記報告書には、大学の教学マネジメントにかかわる記述が見受 けられないとの指摘があった。これに対し事務局からは、「内部質保証推進委員会」として 動き出したのは今年度からなので、教学マネジメントに関わる目標・計画は報告書には記 述されていないとの回答があった。次年度には充実した内容の報告が記述されることを期 待したい。

2-3 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点1:3つの方針の策定のためのガイドライン(全学基本方針)の設定

評価の視点 2: 内部質保証に責任を負う全学的な組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能 させるための取り組み

評価の視点3:行政機関、認証評価機関等からの指摘事項(設置計画履行状況等調査、認証評価結果等)に適切な対応

評価の視点4:点検・評価における客観性、妥当性の確保

【評価】

教育活動の質を保証するため、「学部、学科等の三つのポリシー策定に関するガイドライン」を定め、2017年度に学部・研究科において3つのポリシー(学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、学生の受け入れ方針)を見直し、策定している。また部局単位での自己点検・評価活動として、毎年度、自己評価及び次年度への課題等を示した「点検・評価シート」を作成し、「内部質保証推進委員会」へ提出している。

認証評価機関からの指摘事項については、「内部質保証推進委員会」で審議し、改善報告書を 2019年に大学基準協会に提出している。また、行政機関からの指摘事項については、2018年度 に新設された文学部歴史文化学科、社会学部社会学科、スポーツ・健康科学部看護学科の設置 計画履行状況調査に適切に対応されている。

規程上は、「部局別自己点検・評価委員会」の点検・評価の経過及び結果については、推進委員会へ報告書を提出することとされており、報告書内では、「全学的観点から自己点検・評価を行う組織として」の全学自己点検・評価委員会において、「自己点検・評価報告書の作成及び内部質保証推進委員会への報告を行う」と述べられている。こうした報告書の作成プロセスは明確になってきているが、点検・評価活動の実質的プロセスについては、今後さらなる充実が求められよう。

委員からは次のような質問が提起されていた。これらの質問に対する回答は、率直かつ正確 であり、現状の課題をよく認識している内容だと言える。

- 1. 全学自己点検・評価委員会の具体的な活動内容は如何なるものか、全学自己点検・評価委員会委員には高校や幼稚園の関係者も含まれているか、この「全学」とは「大学」ではなく、「学園全体」ということか、そうであれば、今回提出された高等学校に関する自己点検・評価報告書は「全学自己点検・評価委員会」が作成したにもかかわらず、大学の報告書と異なるフォーマットで執筆されているが、その理由はなにか、などについて質問があった。これに対して事務局からは、今年度は幼稚園関係者が含まれておらず、まだ検討段階であること、また高校に関しては「全学自己点検・評価委員会」が高校の希望をもとに、大学用のものとは別途のフォーマットを作成したという報告があり、今後の点検・評価の課題が認識されていることが明らかになった。
- 2. 部局別自己点検・評価委員会は、どのくらいの頻度で開催されているのか、所属する各教員 (「内部質保証に関する方針」における《教員個人》)の自己点検と改善状況について、 どのように把握されているのかについて質問があり、事務局から開催頻度は把握されておらず、教員個人の自己点検はできていないという回答があり、報告書の改善すべき事項に、 「大学の統一的な制度を整備していく必要がある」との記載をした旨が報告された。
- 3. 全学的機関(特に、学部・研究科の教育と関連する全学教務委員会、全学FD委員会)の 点検・評価の結果と、各学部・研究科の点検・評価の結果の関係性について、いくつかの 学位に関し「客観的に測定可能なスケール」が存在しないために、点検・評価シートにお いて明示できなかったとされているが、それは各学部・研究科の学位授与方針の内容に不

備があると点検・評価した結果と考えてよいかという質問があった。これは単に貴学のみでなく研究領域の現段階における課題が示されていると見ることができ、今後の研究教育の展開にとって貴重な認識を提示したとも言えよう。

4. 「全学自己点検・評価委員会」や「内部質保証推進委員会」が各部局のPDCAサイクルを確認する際、点検・評価シートのどの部分を基礎にしているか、またその点検・評価した結果、教育内容や教育方法等が改善され、質の向上につながっているか、それぞれの教育の基礎的要件なる部分は確認できるが、これをどう点検・評価しているか、報告書 13 頁に「部局により、目標の設定方法に差はあるもの、部局単位での自己点検・評価活動は機能している」と示されているが、目標の設定方法に対する全学的方針はあるのか、またあるならば、それは誰(どこ)が設定したものか、などについて質問があった。これに対し事務局からは、毎年度、各学部・研究科の作成する目標シート(B票)で指標に基づき達成度を確認し、必要あれば新たに改善のための計画を策定することになっていること、また部局ごとにPDCAサイクルを回しており、目標設定については設定方法の事例は照会しているものの、全学的方針はないことなどが回答され、学園の将来ビジョン、行動計画、事業計画や、大学の将来ビジョンについて達成度を図る指標がないため、計画について検証しPDCAサイクルを適切に回しているとは、言い難い状況である旨の報告があった。

≪提言≫

【長所】

2018 年度に行われた「内部質保証に関する方針」の見直しにより、「学校法人大東文化学園内部質保証規程」(2019 年 4 月 1 日施行)が策定されて「内部質保証推進委員会」が設置された。これにより、内部質保証システムが明確化されたことは高く評価できる。また自己点検・評価の結果を受けて、「学長方針」が示されたことにより、改善の方向が強く打ち出され、次年度の事業計画、行動計画に裏付けができたことも貴学の堅固な意思を表明するものと言えよう。

【改善提言】

内部質保証の推進に関して、「大東文化大学自己点検・評価報告書」に記載された改善提言は貴学内部から発せられた厳しい評価であり、高く評価したい。特に自己点検・評価が、限られた構成員のみの意識にとどまっており、全学を挙げて実行するまでには至っていない、という自己認識は大変重要であろう。自己点検・評価が「学生による授業評価」などで終わっている教員サイドでの取り組みの遅れは、是非とも改善されたい。また、システムとして内部質保証組織体制が堅固になったとはいえ、実質的な評価指標が多くの段階で確立されていないため、適切で合理的な自己点検・評価になりえていないことは重大な課題であり、次年度に向けて着実な改善が望まれる。

このほか、委員からは次のような指摘があった。

1. 2-2 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているかについて、内部質保証組

織体制図は、推進の責任と実施に関する責任体制を表すものである。2階建ての点検・評価委員会とは別に「内部質保証推進委員会」は内部監査的な独立した機能を持って評価を行い、その結果を運営責任者である学長に対して報告し、学長のマネジメントレビューによって完結するシステムにしたほうが責任と権限が明確になると思料する。

2. 2-3 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているかについては、視点 1 の大学の理念に基づいて方針が策定されていることを明確にしたほうが良い。この場合「DAITO VISION 2023」が理念、3つのポリシーが方針という位置づけになるのかを明記すべきである。視点2のPDCAサイクルを機能させるためには、「内部質保証推進委員会」を内部監査的な独立した位置で内部監査的最終評価を行ったほうが機能すると思料する。視点3の遵守事項に関しては適切に対応していると評価するが、内部質保証と連動していることを組織責任者と対応策を含めて情報共有するシステムにしたほうが良いと考える。視点4は視点2を実施することで客観性、妥当性が確保できると思料する。

【評定】

〔 S(長所) A(適合) <u>B(指摘事項)</u> C(是正指摘) 〕

<理由>

おおむね適切であるとの評価を下した委員が複数おり、基本的に貴学の内部質保証に対する強い意欲が感じられた。しかし一方で改善を要する課題がいくつか指摘された。特に現段階では、全学的な取り組みとするための実効的措置がまだあまりよく機能していないと判断せざるをえず、今後への大きな期待を込めて上記のような評価とした。

また次のような理由で評定を保留する委員もいることを付記したい。

保留した理由について:

今回提出された自己点検・評価報告書は、点検・評価した結果、記述の裏付けとなる根拠資料 (例えば、内部質保証推進委員会等の会議議事録)が示されていない。また、各学部・研究科が作成する点検・評価シートの記載内容に基づき、各学部・研究科の教育のPDCAサイクルが機能しているのかを評価するために、(全学自己点検・評価委員会が点検・評価する際に)どのような基準を使用しているのか、不明である。さらに、内部質保証推進委員会と大学執行部の関係性についても不明である。そのため、現段階(書面評価)において、外部評価委員会として、自己点検・評価活動、そして内部質保証システムが適切に機能しているか判断できない。

過渡期であると理解しているものの、毎年内部質保証体制に変更があり、その適切性を判断することは現状難しいと考える。認証評価のためではなく、貴学の学生のための教育改革につながる内部質保証システムを構築し、学長をはじめ、全教職員で改革・改善を行っていただきたい。

基準4 教育課程・学習成果

4-4 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点1:教育課程の編成・実施方針と教育方法の整合性

評価の視点2:各学位課程に応じた履修登録単位数の上限設定

評価の視点3:シラバスの記載内容及び授業内容との整合性の確保

評価の視点4:学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容と授業方法

評価の視点 5:〈学士課程〉授業形態(講義、演習、実習)に合わせた 1 授業あたりの学生数及び、効果的な履修指導の実施

評価の視点 6:効果的に教育を行うための措置(時間割編成調整システム、複数専攻制、完全セメスター制、ポートフォリオ等の

導入)

評価の視点 7:〈修士課程、博士課程〉研究指導計画(研究指導の内容及び方法、年間スケジュール)の明示とそれに基づく研究

指導の実施

評価の視点8:〈専門職学位課程〉実務的能力の向上を目指した教育方法と学習指導の実施

評価の視点9:教育方法の導入と教育の実施の適切性を担保するための全学的な組織による運営・支援等

【評価】

評価の視点 1 「教育課程の編成・実施方針と教育方法の整合性」について、「大東文化大学自己点検・評価報告書」においては 4-3 で教育課程の編成・実施方針 (CP) に基づき整合性のある教育課程の編成と検証を行なっているとされている。しかし委員からは、建学の経緯を見れば当然のことであると思われるが、学部・大学院、研究センター全体を通し、中国関係が充実している一方、現在の建学の理念には総合大学への志向という強い思いが感じられ、それが建学の経緯等と学科編成との間にある種の違和感をいだかせる由縁となっているようにも思われる、との指摘もあった。

評価の視点2「履修上限設定」については、単位の実質化を図るため、学士課程において1 年間に履修登録できる単位数の上限を、すべての学部で50単位未満と設定している。

評価の視点3「シラバス」については、全学統一した書式に沿って作成されており、各学部・研究科において記述内容を確認する体制があり、学生による授業評価をその確認の手段としてあげている学部もあった。全学教務委員会でシラバスの見直しの検討も始まったということであるので、今後の改善に期待したい。また授業内容とシラバスの整合性について、齟齬が生じたときには、授業中にその旨を明らかにするとともに、大学ホームページに明示するなどして、混乱を排除できるようにすることが望ましいとの指摘があった。

評価の視点4「学生の主体的参加」及び評価の視点5「授業形態」については、学生の主体的参加を促すために、「DAITO VISION 2023」において、学生参加型・対話型の授業の導入をすすめることとし、全学部において実施されている。PBL授業をとり入れた学部もあれば、演習科目やゼミ、卒論などを含む学部もあると点検・評価しているので、全学教務委員会において、カリキュラムのスリム化を図るための検討と同時に、全学的な方向性について今後検討されることに期待したい。

評価の視点6「効果的な教育の措置」に関しては、法学部以外の学部において様々な形態の

副専攻制度を導入しており、その成果に期待したい。

評価の視点7「大学院研究指導計画」に関して、各研究科においては、修士課程、博士課程 ごとに研究指導の方法と年間スケジュールをあらかじめ定め、学生に明示しているとあるが、 それに基づいて研究指導を実施しているかは記されていないとの指摘もあった。一方でセメスター制について、法科大学院では設立の当初から義務付けられて厳格に実施されてきており、 制度の運用等にあたっては、そこにおけるノウハウが参考になるとの指摘もあった。 さらに大学院については、まず、何よりも、その必要性・有用性を提示することが必要であり、競争原理を確保するためにも定員の充足が喫緊の課題だとの指摘があった。

評価の視点8「専門職学位課程」に関して、法務研究科では、理論と実務との架け橋となる 授業として、「クリニック」「エクスターンシップ」「模擬裁判」を設け、実務的能力の向上を目 指した教育方法を採用している。

視点9「全学的な運営・支援」については、カリキュラムスリム化を目指す全学的な意見調整の機会設定、シラバス書式の統一、科目ナンバリングの実施をはじめ種々の研修会の設定、オフィスアワーの設定、TAの配置など努力が重ねられている。しかしこの件に関し委員からは、報告書(33 頁)において、「オフィスアワーの設置、TAによる学習支援など、効果的適切な履修指導を実施している」と示されているが、「効果的」と判断した根拠は不明であり、また学生生活調査では、授業時間外における学習時間は少なく、深刻であると記しているにもかかわらず、34 頁では、「おおむね学習を活性化しているといえる」と記されているなどの指摘があり、学生の学習が真に活性化しているのかという疑念も呈されている。

この他、委員から下記の指摘があった。

- 1. 学生が授業に積極的に参加するか否かは、学生の興味をどのように引くかが重要である。 履修する科目の社会における有用性、履修計画の中の位置づけ等の提示が大前提になる。 他方、授業にあたっては、①基本的な知識の習得のためのレクチャー、②自己の主張の正 当性を文章で表す訓練、③課題を課すとともにレポートの提出、④学生間のデイベート、 ⑤個別の面談等の順序での指導が効果的であると思われる。特に少人数のゼミナール(研 究会)においては、②以下は必須であろう。
- 2. 全学教務委員会が中核を担っていると報告書からは伺えるが、「内部質保証推進委員会」は 各学部・研究科における教育方法の導入や教育の実施についてどのようにかかわっている のか不明瞭である。

≪提言≫

【長所】

2017年度の3つのポリシーの策定以後、全学的にカリキュラムの整合性が図られ、大学ホームページなどを通して学内外に広く公開された。大学ホームページが高校生にとってもわかりやすくなるような工夫も重ねられ、受験生に一定の影響を与えた。PROGテストの導入をはじめ、ルーブリック、学修ポートフォリオ、GPA活用などの検討も開始され、体系性・順次性の可視化

を図って科目ナンバリングの整備も行われた。シラバス表示において、授業科目の位置付けと 単位設定の適切性が検証され、「教育の大東」の実現を目指すカリキュラムの工夫がなされた。

【改善提言】

学生の学習の活性化を図るべく様々な措置を講じていることは確認できたが、全学的なレベルにおける対応には、意思統一の不足が認められる。貴学の建学の精神と教育の理念に基づく「大東学士力」を培うための科目構築においては、特に各学部部門間の協力体制は重要である。「大東文化大学自己点検・評価報告書」において指摘された今後改善すべき4つの事項は、いずれも極めて重要であろう。なお、委員からは、中国(併せて韓国)問題は、ますます重要な課題になると思われるので、やはり建学の経緯に立ち、中国・韓国をはじめとする東アジアや東南アジアの諸課題の解決に貴学は重要な役割を果たす用意があることを表明すべきではないかという指摘もあった。

【評定】

[S(長所) A(適合) B(指摘事項) C(是正指摘)]

<理由>

委員の中には、「内部質保証推進委員会」の教学マネジメントの現状が不明であり、様々な措置を講じるだけでなく、それらが有効に機能しているかを把握し、改善につなげていくことが確認できなかったということで「評価保留」という意見もあった。「改善提言」でも触れた全学的な規模での取り組みの遅れ、評価指標の未確定は今後の大きな課題である。

基準5 学生の受け入れ

5-3 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理している。

評価の視点 1:〈学士課程〉入学定員に対する入学者数比率、編入学定員に対する編入学学生数比率、収容定員に対する在籍学生数比率(収容定員充足率)の適切性

評価の視点 2:収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

【評価】

文部科学省が打ち出した大都市圏私立大学に対する定員超過率の抑制政策を受け、貴学においても厳格かつ適正な入学者定員管理・収容定員の充足化が行われていることが、評価資料から確認できた。特に2016年度認証評価で指摘(定員充足率の未達成)を受けた学科については、2017年度より定員削減に努めるなど内部での努力が功を奏している。本観点に対する対応については問題なく進められていると考える。

また、学生の志願状況については学部改組の好影響もうかがえ、志願者の高校ランクも中堅から進学校へと上方に移行している。

志願者数の推移を見ると 2017 年頃を境に、大幅に増加している学部(学科)と減少傾向にある学部(学科)がある。さらには、増加後も安定している学部、一次増加はしたが再び減少している学部があることが分かる。大学入試制度改革など外部要因の影響も相俟って、今後数年は定員管理が難しい時期となることが予想される。大学・学部・学科の魅力や特長など、広報活動に努め切磋琢磨しつつ全学的な視野に立った定員設定と収容定員の管理を進めて頂きたい。

≪提言≫

【長所】

収容定員充足率は過不足無く満たされている。2016 年と 2018 年には学科を新設したり学部を募集停止したり大きな変革を行っているが、各学部への負の影響もなく進められていると考える。また、2018 年の志願者数が増加した要因の1つに、新設した学部により大東文化大学の名前が広く周知されたためではないかと考える。

大学の社会的認知度も上昇しており、今後も広報活動に力を入れるとともに、学生の受け入れ方針 (AP) に基づいた適切な入学者の選抜に努めて頂きたい。

【改善提言】

直接的な改善事項ではないが、貴学「中長期財政計画策定プロジェクト」が2015年9月に提出した報告書は、長期的な学生定員について、

- ・学部学科再編統合の検討によるスケールメリット獲得
- ・(再編統合が難しい学科における)入学定員増の検討

等を施策方針として打ち出している。

私立大学における学生定員の問題は、教学と経営、建学の理念及び大学の将来像など多様な

側面から、全学的視野で検討をする必要がある。4年前の報告書の提言をどのように検討しているのか、検討状況とその到達点の報告を今後の課題として指摘しておきたい。

【評定】

[S (長所) <u>A (適合)</u> B (指摘事項) C (是正指摘)] <理由>

5-3 (定員管理) については問題なく取り組まれている。大学に対する社会的な認知度、受験生の「質」も向上している。

基準7 学生支援

7-1 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1:大学の理念・目的や多様な入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

【評価】

パンフレット、ウェブサイトなどの広報を通し「学生支援」方針が明示されている。特に「学生生活支援」のサイトは親しみのある文章で、学生に対する配慮が行き届いた記述となっている。このことは学生及び保護者に対して安心感を与えている。大学総体としての方針は明確であると考える。

7-2 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援 は適切に行われているか。

評価の視点1:方針に沿った学生支援体制の適切な整備と、方針に沿った支援の実施

評価の視点 2: 正課外での入学前教育、学生の能力に応じた補習教育、補充教育や、学生の自主的な学習を促進するための支援の 実施

評価の視点3:障害のある学生や、留学生等の多様な学生に対する修学支援の実施

評価の視点4:成績不振の学生の状況把握と指導および、留年者、休学者、退学希望者の状況把握と対応

評価の視点5:奨学金その他の経済的支援の整備

評価の視点 6: 学生の相談に応じる体制の整備と、学生の心身の健康、保健衛生および安全への配慮、ハラスメント防止のための 体制の整備

評価の視点7:進路選択に関わる支援や、ガイダンス等の行事の実施、社会的、職業的自立に向けたキャリア教育の実施

評価の視点8:部活動、ボランティア活動等の正課外における学生の活動への支援

評価の視点 9:卒業生、同窓会・青桐会とのネットワークの構築、学生支援(修学、生活、進路)を行う各組織間の連携

【評価】

学生支援については、大学全体としての体制は概ね整備されていると思われる。全学部学科 が成績不振学生への個別指導体制を構築し、強化を図っていることは評価できる。

一方、大学全体として、個別指導体制の構築やオフィスアワーの活用を行っていることは点検・評価資料から把握できたが、部局独自の活動を把握することが困難であったため、点検・評価方法について、改善を求めたい。

修士課程に関して、文学研究科のように整備されている研究科と整備されていない研究科に 大きく分かれ、全体として整備されているとは言い難い状況と考える。しかしながら、各支援 センターとの連携はなされているものと評価できる。

入学前教育については、主に推薦入学者を対象とした課題提示が、ほぼ全ての学部(学科)で取り組まれている。ただし、その内容については学部・学科によって様々である。リメディアル教育的な内容を課す学部もあれば、個別の教員の裁量による課題図書及び感想文提出とする学部・学科もある。さらに、外部業者への委託としている学部もみられた。

学部学科の専門性を考慮(例えば書道学科では「<風信状><蘭亭序>の模写および臨書」を課題としている)した際に、大学として一律の課題を課すことが必ずしも正しいとは限らない。しかし、推薦入学者を対象としたリメディアル教育として入学前教育を位置付けた場合には、内容及び取り組み方法についてやや共通性と具体性が不足している学部が多いのではないかと考える。

加えて、法学部政治学科の記載中に「教員不足のため、正課外で学生の能力に応じた補習、補充教育は実施していない。」との回答がある点は、大学として検討事項とすべきである。いずれの学部学科、研究科においても意欲的な学生に対する修学支援、向上の取り組みは盛んに行われている。自主ゼミ開催、課外講師の招聘による講演会開催、合同ゼミ発表会、学生懸賞論文の設置、資格試験検定料補助など具体的であり、こうした修学支援の取り組みは高く評価したい。

しかしながら、「課題を抱えた学生」に対する修学・生活支援については、組織的な取り組み及びそれを担う教員の意識に温度差が見受けられた。例えばスポーツ・健康科学部では「成績不振の基準を定めて該当学生を抽出し、個別面談を実施」、書道学科では「学科協議会で「学生動向」を必須とし、学生の状況を把握し対応を協議」している。このように組織的な取り組みを行う学部・学科・研究科もあるが、一方で基本的に主任や担当教員の面接に対応を任せており、組織的な取り組みとなっていない学部も見られる。

大学全体としての支援体制は「7-1」で指摘したように明確であり、機能をしているが、個別の学部・学科・研究科での対応となると、「修学支援・生活支援は学生の自主性に任せ進路支援はキャリア支援センターが担当している。また検討する機会が設けられてこなかった」との学部報告が多く、各指導教員単位での指導にとどまっていることが伺える。

以上に関して、各委員より以下の指摘がなされており、いずれも重要なものであると考える。

■A 委員

学生の自主的な学習を促進するための取り組みに関しては、更なる努力が必要と考える。修士課程であるため個別指導が中心となるとは思うが、整備されている研究科もあるので、支援を求める学生が孤立しないよう整備を求めたい。

■B 委員

学生に対する支援体制は十分に整備されたと考える。ただこうした多岐にわたった支援体制が有効に活用できるようきちんとしたPDCAサイクルで回せる仕組みを整える必要がある。

7-3 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上 に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1:適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

評価の視点2:点検・評価結果に基づく改善・向上へ向けた取り組み

【評価】

各種運営委員会には各部局選出の教員が出席し、事務局も含めて意見交換を行っていることは、情報に基づく点検として評価できる。こうした会議を通じて、単発的ではあるが各部局との連携がなされている。また、重大な案件の場合には、学部として連携、対応していることが伺える。ただし、それらの取り組みは個別的な対応であり、定期的な組織的連携には至っていないのが実態であると考える。

学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているとは言い難いが、個々の課題については改善・向上へ向けた取り組みがなされている。その上で、いくつかの課題を指摘する。

第一に、学部の点検・評価の内容と学科の点検・評価に相違が見られる学部があった。学部 との点検・評価を不定期もしくは行っていないために生じているものと考えられ、点検・評価 に対する信憑性に疑念を感じる学部があった。

これらのことは外部評価に対する対応姿勢以前に、内部での連携体制やその欠如を示すものと考えざるを得ない。すなわち改善・向上に向けた取り組み自体が、学科ごとの閉鎖的な取り組みとなっている、との疑義が生じる。

第二に、自己点検・評価報告書に記された各種データを学部・学科・研究科として精査し、 検討する視点が弱いことを感じる。例えば、同報告書 68 頁には「教員とのコミュニケーション について、あまり・全く取っていない」とする学生が 53%存在することが示されている。また、 その理由として 69 頁には「近寄りがたい」23.0%、「コミュニケーションが不得手」16.4%と 記されている。

つまり、仮に修学・生活上の課題を抱えていたとしてもオフィスアワーに自分から研究室を 訪ねることができない学生(課題を抱える学生ほどそうした傾向は強いはず)が少なからず存 在する可能性がある、ということであろう。こうした「データ」を根拠として学生支援を考え るならば、修学支援方策として学生が来るのを待つ「オフィスアワー」以外を考える必要があ るだろう。

例えば法学部政治学科の学生支援方策として記述された「学生からの相談は、常に学生面談記録に詳細を記載している。学生面談記録には、相談内容、学生の側からの現状把握(振り返り)、今後の計画など、教員の側からのアドバイスが記載できるようになっている。」という取り組みは、学生支援方策にとどまらず、それ自体が支援の取り組みに対する点検・評価、改善のための資料となるであろう。

一方で、学部内の複数学科で文言も含めて全く同じ表記がされている事例も見られた。同じく自己点検・評価報告書84頁によれば、「適切な点検・評価を行っていない」と回答した部局が8部局ある。こうした学部・部局においては支援方策そのものが重視されていないのではないか。

このような改善・向上のための方策自体の交流を促進していくことが必要である。以下の委員の指摘についても十分に留意して頂きたい。

■A 委員

修学支援に関して、正課(カリキュラム)と正課外の教育を連動した仕組みを整備していないとの回答があったが、改善へ向けた取り組みが行われていない。

■B 委員

組織間で多少の格差はあるが、取り組みに関してはおおむね評価できる。修学支援に課題が 残っているようだが、できていないではなく、こういった方向で改善したいという姿勢が望ま れる。

≪提言≫

【長所】

既に述べたように、大学全体としての学生支援の取り組みについては、制度・組織ともに充実しており、かつ自己点検・評価報告書にある通り、各種資料やデータも蓄積がなされている。 その点について、高く評価したい。

また、学生の修学やキャリアデザインを促進する取り組みについては、入学前教育の実施、 リメディアル教育、補習・補充教育の実施、アクティブ・ラーニングの改善小委員会設立、課 外授業・自主ゼミの開講、OB・OGを招聘してのキャリアデザイン講演会開催等それぞれの 学部・学科・研究科で創意ある取り組みが行われている。

修学支援に関する各学部の優れた取り組みとして、各委員から特筆された事例としては、

【経済学部】学生支援の体制がほぼ整備され、改善・向上へ向けた取り組みは学部全体で共有 し、改善に努めている。また学生支援センターなどを適切に利用していることが見受けられる。

【外国語学部】学生支援の体制が整備され、改善・向上へ向けた取り組みが学科内で行っている。また、成績不振、留年者及び休学者、退学希望者への対応は、教員による面談、保護者への連絡を行っており、その努力の成果か、退学者数は減少、留年数はほぼ横ばいの状況と好転している。

【国際関係学部】はボランティア活動が定着しているためか、東松山キャリア支援課、東松山 管理課と学生支援を行う各組織と定期的に意見交換を行っている。

【スポーツ・健康科学部】は学生支援を行う各組織を上手に利用していることが伺える。 等が挙げられる。

成績優秀者を対象とする奨学金制度、外国人留学生奨学金など学生の自立と修学を支援する 制度が整備されている点も、学ぶ意欲を持つ学生のさらなる向上に寄与する制度であると言え る。

学生支援センター、キャリアセンター等の部局が資料やデータを活用しながら修学・生活・ 就職という学生の4年間のキャリア形成に一貫して関わる取り組みも優れている。「教職セミナー」受講者の大幅増なども取り組みの結果であろう。その成果として、例えば就職決定率の向 上、教員採用試験合格率の上昇等の成果も見られた。

総じて過去に指摘された課題を着実に改善していることが読み取れる。方向性は間違っていないのでこうした努力を一貫して継続することを求めたい。

【改善提言】

冒頭でも述べた通り、学生支援という課題についての部局(構成員)による「温度差」がある。個々の学部・学科を見れば、他の大学に比しても先進的な取り組みは数多く見られる。しかしながら、こうした優れた取り組みを共有化・共通化するための学部・学科・研究科間の連携体制に課題が見られる。

例えば、A学科では「(軽度のアスペルガー症候群の学生、自傷傾向のある学生に対して、) 学生支援センター、学生相談室との連携を図り、学部、学科内で個人情報に留意しつつ情報を 共有することで、打開策を図り、学生の問題を適時に把握し、専門的アドバイスを受けること で、学生を複数の教員で支援することが可能になり、改善につながった。」そして、「卒業まで 無事に導いた」と記している。大変優れた活動であり、学科の教員集団に敬意を表したい。

貴学の課題は、この取り組みの意味や方策(或いは困難性も含めて)が、いつ・どのような場で、誰に対して共有されるのか、というシステムが十分に機能していない点である。無論、 当該学部においても、逆に他学部の施策から学ぶべき点はあろうかと考える。

ユニバーサル化が進行する 21 世紀の大学においては、向上心ある優れた学生の学びをさらに向上させる活動と同時に、どの学部にも少なからず存在する「修学、生活に課題を抱える学生」を教学部門としてどのようにサポートしていくのかという取り組みが必要となる。端的に言えば、「課題があれば、学生が自ら研究室に相談に来るはず」という時代・状況ではない。これは個々の教員と同時に学部・学科・研究科という組織にも問われており、事務部局のみで解決する課題ではない。

この点について言及するならば、例えば退学率・留年率の経年変化が学部・学科・研究科によってまちまちであること、学部全体としての初年次退学率が2%台で「高止まり」傾向を示していることなどについて、それぞれの部局として独自の施策を考えると同時に、組織間連携と情報交換が必要であろう。

組織間のコミュニケーションをとることで、それぞれが抱える課題が把握でき、かつ知恵を 出していけば問題解決がスムーズに進むのではと考える。そうしたシステム的な保証体制の確 立と、それに伴うファカルティ・ディベロップメント(FD)活動、すなわち大学全体の活動 として捉えること、の推進を改善提言として記しておきたい。

【評定】

[S(長所) A(適合) B(指摘事項) C(是正指摘)]

<理由>

学士課程に関して、学生支援の体制は概ね整備されていると思われる。また、各学部の支援

に対する真摯な姿勢も見受けられ、今後の改善も期待できると評価する。その上で、現状においては、多くの組織で修学支援に課題を残している点は指摘しておきたい。

基準8 教育研究等環境

8-1 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1:大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

【評価】

貴学の建学の精神、教育の理念、さらに各学部の目的を踏まえた教育研究等環境に関する方針は、基本方針のもとに適切に定められ、明示されている。

8-2 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に 必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点1:施設、設備等の維持・管理と安全及び衛生の確保

評価の視点 2: ネットワーク環境や情報通信技術(ICT)等機器、備品の整備と活用状況

評価の視点3:バリアフリーへの対応、利用者の快適性に配慮したキャンパス環境の整備

評価の視点4:学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点5:方針に基づいた、教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

評価の視点 6:教育研究等環境(施設・設備)に関する各組織間の連携

【評価】

貴学は教育研究活動に必要な施設設備の整備と合わせて、地球環境保護対策の推進、バリアフリー対応、学生の自律的活動の支援、キャンパスアメニティの充実などといった新しいテーマに積極的に取り組んでおり、教育環境の整備はある程度進んでいると評価できる。今後これらをいかに有効活用していくかといった運営面での整備を早急に構築する必要がある。

こうしたテーマは、どこまでやれば良いかという到達点はないが、アンケート調査等により課題を認識し、改善し続けていることは評価できる。

8-3 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点1:図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備

評価の視点 2:国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備

評価の視点3:学術情報へのアクセスに関する対応

評価の視点 4: 学生の学習に配慮した図書館利用環境(座席数、開館時間等)の整備状況

評価の視点5:図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

【評価】

貴学においては、必要な蔵書や情報サービスを提供する体制は整備されつつある。図書館蔵書の充実に関しては、選書委員会などの組織が効果的に運用されている。電子資料の導入に関しても急速に進められており、オンラインデータベース30種、電子ジャーナル6万点強という数字は貴学の資料充実への情熱を示すものである。一方で、図書館利用者数はやや減少傾向が見られるとの資料が提示されてもいたが、学外からのリモートアクセス数は学内からのアクセ

ス数を遥かに超えており、資料が活用されていることがよくわかる。総じて、貴学の図書館、 学術情報提供の体制の整備は評価できる。しかしながら、図書館の建物自体がスペース的に狭 く利用者にも限りがあるのも事実である。図書館は知の集積地でもあり、拡張できるような工 夫は今後必要であろう。

8-4 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点1:研究に対する大学の基本的な考えの明示

評価の視点 2:研究費の適切な支給、外部資金獲得のための支援、研究室の整備、研究時間の確保と研究専念期間の保障

評価の視点3:TA・RA等、教育研究活動を支援する体制の整備

【評価】

貴学の研究に対する基本的な考え方は明示されており、その実現のための研究費の支給に関しても明確に規定されている。また海外研究留学などの制度的保証も確立されている。しかしながら「大東文化大学自己点検・評価報告書」でも明確に指摘しているように、教員研究者のアンケート調査では不満の回答が極めて多く、現実的な運用において深刻な課題が存在している。特に研究費支給に関しては既存の枠にとらわれず、競争的資金の拡張や共同研究資金への重点配分など、多岐にわたった分配方法を考えるべきであろう。また外部資金の獲得のための支援や検討もさらなる深化が求められる。

8-5 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点1:研究倫理、研究活動の不正防止に関する規程の整備

評価の視点 2: コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施

評価の視点3:研究倫理に関する学内審査機関の整備

【評価】

研究倫理を遵守するための必要な措置は年度を追って充実してきており、適切に講じられている。また運用に関しても円滑にできていると判断できる。

8-6 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか、また、その結果をもとに改善・ 向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1:適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

評価の視点2:点検・評価結果に基づく改善・向上へ向けた取り組み

【評価】

教育研究環境の整備に関して、関係各部門で毎年点検・評価が実施され、適切であると評価できる。またコンプライアンス全般、個人情報、研究倫理、ハラスメント防止など組織的な取り組みが進められ、教職員の意識向上が図られている。しかしそれらが結果的に点検・評価に基づく改善、向上に向けた取り組みにまで結びついていない現状があることも事実であり、今後の課題となっている。

≪提言≫

【長所】

課題に向けて前向きに取り組んでいる姿勢が読み取れる。年度を追って充実する情報環境の整備が多くの分野に良い影響を及ぼしていると判断できる。現段階ではまだ、環境の整備が中心の課題ではあるが、今後教育研究において、これらがどう生かされていくか、次年度の取り組みに期待したい。

【改善提言】

「大東文化大学自己点検・評価報告書」に記載された諸点はいずれも重要だと判断する。中でも④~⑥に指摘された各項目は重要な指摘であり、次年度での顕著な改善・向上が求められる。 そのためには全学的な意思統一が重要だと考える。研究費調達に関しても、ただ国の助成金に頼るだけでなく、クラウドファンディングなどさらに多様に調達方式も検討すべきであろう。

【評定】

〔 S(長所) <u>A(適合)</u> B(指摘事項) C(是正指摘) 〕

<理由>

過去の指摘事項を踏まえ、教育研究等の環境整備、毎年着実に進んでおり、おおむね評価できるが、研究条件、研究費配分などに関して深刻な不満も潜在しており、なお多くの課題が残されている。また整備した環境をどのように活用していくかなどに関しても課題を残しており、今後適切な方向性を確立する必要があろう。

基準9 社会連携·社会貢献

9-1 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1:大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会連携・社会貢献に関する方針の適切な明示

【評価】

2018年から開始した「社会連携・社会貢献活動に関する実態調査」はそれ自体が非常に適切かつ、タイムリーな取り組みであると評価する。このことを通じて、貴学における社会連携・社会貢献の実態が明らかになると同時に、こうした課題に対する学内構成員の意識向上にも寄与していると考える。

「社会連携・社会貢献に関する方針」を定め、大学ホームページに公表しているほか、リーフレット「大東文化大学 将来ヴィジョンと基本方針」に記載し、教職員に周知を図っている。また、大東文化大学将来基本計画「DAITO VISION 2023」のヴィジョン5に「『学術の中心』として地域と連携・共同し社会の発展に貢献する」ことを掲げている。これらのことにより、教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を策定し、社会に明示していると評価する。

その上で、その前提となる大学の理念・目的一大学の本文は有為な人材の育成であり、これを社会にどのように輩出していくべきか一等がいかに明確に打ち出され、地域・社会に浸透しているかという点を活動の起点及び評価の観点として意識することが必要であろう。

9-2 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。 また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1:学外組織との適切な連携体制

評価の視点 2: 社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点3:地域交流、国際交流事業への参加

評価の視点4:社会連携・社会貢献に関わる他の組織間との連携

【評価】

自治体との連携、地域貢献活動などについては、実態調査を基に詳細に示されている。具体 的には、

- ① 東京都板橋区、埼玉県東松山市・ふじみ野市・鳩山町・ときがわ町・久喜市、群馬県太田市、宮城県東松島市と包括的な地域連携協定を締結するなど、学外組織との連携体制がとれている。
- ② 板橋区との共催公開講座・なかいた環創堂の活動等、東松山市との市民大学・子ども大学・スポーツ発見教室・各種審議会委員等、ふじみ野市・ときがわ町とのスポーツ指導者講習会等、東松島市とのフレンドシッププロジェクト等多くの教育研究活動を推進している。
- ③ 板橋区との地域デザインフォーラム、東松山市とのやきとり風ランチパックの企画開発・ 日本スリーデーマーチ協賛等、ふじみ野市との教職員・学生の派遣事業等、東松島市との被

災地学生支援奨学生特別制度の創設等地域交流事業を実施している。また、国際交流事業と しては、国際交流センターが窓口となり、教職員・学生(留学生を含む)が参加し、または 事業の企画運営に関わっている。

④ オープンカレッジ (公開講座) 65 講座、秋期講座 55 講座を、地域住民に実施している。 非常に多岐にわたり、かつ具体的でもある。

以上のことから、社会連携・社会貢献に関する取組を多方面に渡り実施するとともに、教 育研究成果を適切に社会に還元していると評価する。

9-3 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに 改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1:適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

評価の視点2:点検・評価結果に基づく改善・向上へ向けた取り組み

【評価】

実態調査を定期的に行うことを通し、地域連携センターが中心となり、点検・評価を実施している。

調査結果を分析し、地域連携センター運営委員会が中心となり、全学的な視点から検討を行い、 社会連携・社会貢献事業の改善・向上への取り組みを行うことは、今後の課題としている。今後の 取組に期待したい。

≪提言≫

【長所】

自己点検・評価報告書で大きな成果としてあげている以下の4点については、的確な評価ができていると判断する。

- ① 「埼玉東上地域大学教育プラットフォーム」における大学連携
- ② 板橋区との連携事業「地域デザインフォーラム」
- ③ 東松島市との連携事業「東松島フレンドシッププロジェクト」
- ④ オープンカレッジ合計 120 講座 1,689 名の参加

総じて学園、学部及び研究科が各方面と連携を図り、十分かつ機能的にこうどうしていることがみられる。

【改善提言】

「社会連携・社会貢献」に関する取り組みは、実態調査結果から飛躍的に増加し、成果を上げている。

さらに、成果を上げて行くには、以下の5点の改善点があると考える。

① 地域連携センターの機能強化とスタッフ及び予算の確保、活動を支援する組織体制の整備 推進

- ② 多くの教職員が社会連携・社会貢献活動に積極的に参加できるような体制の整備
- ③ 学生に対する社会貢献活動への参加の奨励と、ボランティア活動推進のための環境整備。ボランティア科目の設置と単位認定が一部の学部・学科に止まっている。授業科目の設定方法やその位置付けなど実施方法やその形態についての議論と合意形成
- ④ 社会連携・社会貢献活動を支援する体制の整備、実施状況と効果の検証について、全学的視点からの組織構築による対応の改善

なお、委員より以下の点について指摘があった。建学の精神及び大学の未来を指向した極めて妥当な意見である。課題として、今後の方策に活かして頂きたい。

■A 委員

これまで繰り返し述べているが、大学本来の役割・使命があり、その意味では、建学の目的、理念等が意識されるならば、さらに良くなる。

全学による社会貢献の例として、①環境問題を取り上げ、学生・教職員の環境に対する意識の向上を図り(全学による IS014001 の取得)、これを社会に浸透させていくなどが一つの例であろう。また、②先にも述べたように、中国(併せて韓国)問題は、ますます重要な課題になると思われる。やはり建学の経緯に立ち、中国・韓国をはじめとする東アジアや東南アジアの諸課題の解決に貴学は重要な役割を果たしていくことを表明し、実践していく等が考えられる。

【評定】

〔 S(長所) <u>A(適合)</u> B(指摘事項) C(是正指摘) 〕

<理由>

上記の「長所」に記したように、貴学の社会連携・社会貢献活動は、多くの成果を上げており、貴学が「知の拠点」として地域社会から信頼される大学を目標とするという基本方針と合致できている。

一方で、「改善提言」で掲げた課題もある。これらが克服できれば、さらなる飛躍が期待できると考える。

基準10 大学運営・財務 (1)大学運営

10-(1)-1 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1:大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する大学としての方 針の明示

評価の視点2:学内構成員に対する大学の管理運営に関する方針の周知

【評価】

貴学は2014年度に「大東文化大学基準別基本方針」を策定し、「管理運営・財務に関する方針」を定め、2018年度の見直しを経て「大学運営に関する方針」を確定し、大学ホームページなどを通して内外に公表している。また『大東文化大学 将来ヴィジョンと基本方針』によって教職員への周知を図っており、事業計画、予算編成方針にも反映されているので、適切であると判断できる。この問題に関し、委員からは次のような意見も提起されている。

- 1. 評価の視点1に関し、大学運営に関する方針のほか、「DAITO VISION 2023」、3つのポリシーなど多くの方針が散見され何を上位文書とするのか整理・集約したほうが良いと考える。
- 2. 評価の視点 2 に関し、単なる防災上の危機管理ではなく、大学の社会的責任としてのリスクマネジメントにすべきである。例えば大学の電力源については RE100 (注1) の導入や、避難場所についての地域社会との連携、また未曽有の集中豪雨による水害への対応なども危機管理に入れるべきである。

注1:事業で使うエネルギーを100%再生可能エネルギーで賄おうという国際イニシアチブです。

10-(1)-2 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。

評価の視点 1:学長および役職者の選任方法と権限の明示

評価の視点 2: 学長による意思決定およびそれに基づく執行等の整備

評価の視点3:教授会の役割の明確化

評価の視点4:学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化

評価の視点 5:教学組織と法人組織(理事会等)の権限と責任の明確化

評価の視点 6: 学生、教職員からの意見への対応

評価の視点7:適切な危機管理対策の実施

【評価】

学長及び役職者の選考、選任方法及び権限の明示に関しては、大学自治と適切なガバナンス精神に基づき合理的な規定が定められている。学長による意思決定のプロセスと教授会の役割も明確で、教学組織系と法人組織の関係も明示されていると評価できる。一方で自己点検・評価報告書では、学生、教職員の意見の反映においてまだ不十分との認識が示されており、健全なガバナンス構築上早急な対応が求められている。また委員からは、特に危機管理に関する厳しい意見が提起されている。

- 1. 東松山校舎の自衛消防隊を組織していないのは大きな問題であり至急対応すべきである。 また単なる防災上の危機管理ではなく、大学の社会的責任としてのリスクマネジメントに すべきである。例えば大学の電力源についてはRE100の導入や、避難場所についての地域 社会との連携、また未曽有の集中豪雨による水害への対応なども危機管理に入れるべきで ある。
- 2. 危機管理対策では、大規模災害などへの対応として、板橋校舎が、自衛消防隊を組織し、 学生・教職員全員参加による大規模総合訓練及び水消化器やAEDを使った訓練を実施し ていることは評価できる。その一方で、東松山校舎は、自衛消防隊組織及び大規模総合訓 練が未実施で、水消火器を使った訓練がなされていない。2021 年度までに総合訓練を実施 する予定とのことだが、いつ発生するかわからない大規模災害への対策なので、前倒しし て 2020 年度から実施してほしい。

10-(1)-3 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点1:予算執行プロセスの明確性および透明性

評価の視点 2: 予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

【評価】

予算編成・執行プロセスは貴学の規定に則り適切に実施されている。大東文化大学将来計画、中長期計画策定プロジェクト報告書、基準別基本方針にもとづき事業計画、予算編成方針等が作成され、予算会議を中心に適切に予算が編成されていることは評価できる。委員からは評価の視点2に関して、予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定は極めて重要であり、検討課題ではなく、早急に対応すべきであると考える。だれが責任を持って対応するのかも明示すべきであり、予算執行の効果分析はガバナンスにも影響をもたらすとの指摘もあった。

10-(1)-4法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点1:職員の採用及び昇格に関する諸規程を整備とその適切な運用状況

評価の視点 2:業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備

評価の視点 3:教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係(教職協働)

評価の視点4:人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

【評価】

事務組織の構成及び各種職制に関しては合理的に整備されており、貴学の新たな挑戦への対応も機敏に行われていると評価できる。委員からは今後の課題として、職員からの意見聴取を含めたフィードバックのシステムは機能しているのか、女性差別はないのか、ディーセントワークは確保されているのか、など社会的課題への対応が考慮されていないとの指摘もあった。

10-(1)-5 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点1:大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント (SD) の組織的な実施

【評価】

スタッフ・ディベロップメント (SD) に関しては、特に職員に対して周到で計画的な研修 が実施されており、参加者数も高い比率を示している。一方で、貴学全体の総合力で大学の発 展を目指す立場から見ると、教員の参加率は今後いっそう向上していくことが望まれよう。

10-(1)-6 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1:適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価

評価の視点 2:監査プロセスの適切性

評価の視点3:点検・評価結果に基づく改善・向上へ向けた取り組み

【評価】

大学運営の適切性に関しては、各種規定に則り定期的に点検評価がなされている。内部監査については、学園に監査室を設置し、監査室事務長を始めとする専任職員2名を配置し、9名の教職員からなる監査委員を中心に、「学校法人大東文化学園内部監査規程」に基づき、学部・大学院研究科・事務部署等の定期的な監査を行い、その結果を「内部監査結果報告書」として理事会に報告していることは評価できる。とくに内部監査室が、大学、事務局から独立し、理事長、理事会に直属している点は、内部監査室の正しい位置づけである。

≪提言≫

【長所】

大学のガバナンスの基本は、大学の使命、大学の理念・目的の実現に向けた学長のリーダーシップの発揮と、それを支える理事会機能の強化である。学長の権限強化とリーダーシップの発揮について、それを支える組織体制及び規程類の整備が着実に進んでいることは評価できる。また、理念・目的を実現する方針・戦略の提示、業務執行の意思決定、業務執行理事に対する実効性の高い監督といった理事会の基本的役割は着実に果たされている。

理念・目的を実現する方針・戦略については、すでに「DAITO VISION 2023」を始めとして、中長期財政計画等、各種計画、方針、規定等が整備され、学内構成員に対して周知している。また、大学の管理運営、財務に関する方針は、年度ごとの「大東文化学園基本方針・行動計画」等により学園・大学の構成員に周知している。ただし、こうした各種計画等の推進、検証が十分行われているとは言えず、この点は改善していく必要がある。

理事会機能について、外部理事4名を選任し、意思決定機能のみならず監査機能を高めていることは評価できる。

【改善提言】

1. 長期計画を中心にした経営体制は、大学経営の根幹なので、計画の立案、検証の体制をより 一層強化する必要がある。貴学の中長期計画にあたる大東文化大学将来基本計画は、大学 の将来向かうべき方向を示した大変優れた計画であるが、内容に抽象的部分が多い。基本 計画ではミッション、ビジョン、理念、目的、基本方針、重点施策等を明らかにし、それと は別に基本計画を実現するための中期目標と、その実行計画と具体的施策を年度別に作成 する必要がある。中期目標は定性的部分だけではなく、できるだけ定量的部分を多くする ことが重要である。こうした具体的な中長期計画に基づく、年度別の教育・研究・施設設 備・管理運営等の事業計画と、予算編成方針と行動計画を作成する必要がある。それにより ミッション・ビジョン、中長期計画と個々の現場の活動が体系性あるものとなる。

そのためには、外部有識者を含めた理事長・学長をトップにした中長期計画推進委員会を 設置、中長期計画の推進及びその実施状況の検討をする必要がある。また、外部環境、内部 環境も著しく変化している現代の状況では、中長期計画推進委員会において中長期計画の 修正を行うことも大切なことである。計画は固定的なものではなく、環境変化に応じて変 化する弾力的なものである必要がある。

具体的には、事業年度開始前に中長期計画推進委員会を開催し、当該年度の目標、実行計画、具体的施策を明らかにし、事業予算、予算編成に反映すべきである。そして当該年度のしかるべき時期に、中長期計画推進委員会で実施状況を検証することも重要である。計画等の実施状況を年度内に検証し、課題を明らかにし、対応策を速やかに実施し、計画実現に向けて着実に前進していくことは管理活動の基本である。また事業年度終了後にも中長期計画推進委員会を開催し、未達成項目の分析、検討をすべきである。

- 2. 外部理事4名を選任している点は好ましいことであるが、外部理事の機能を強化するために、次の施策を実施する必要がある。
 - ① 外部理事の多様性を確保するために、外部理事を理事会に推薦するプロセスの透明性を確保すること。
 - ② 外部理事への議案の事前説明等、外部理事に対して必要にして十分な情報を提供すること。
 - ③ 外部理事の中から座長を決め、外部理事情報交換会を定期的に開催し、新たな視点での提案や、リスクの評価を行うこと。
 - ④ 理事向け研修の実施
 - ⑤ 外部理事の専門分野の多様性の確保
 - ⑥ 「理事会室」等を設け、理事の活動を支援する体制を整備すること。
- 3. 監事監査についても若干課題がある。2014年2月、中央教育審議会「大学のガバナンス改革の推進」において、監事監査の役割の強化が答申されている。そこには「ガバナンス改革」、「入学者選抜」、「研究不正対策」、「教学と経営のバランスの取れた運営」等の項目が挙げられている。それ以来、教学の監査が監事の重要な役割として加えられた。具体的には入

試に関する業務執行、教育にかかわる業務執行、研究にかかわる業務執行、FDにかかわる 業務執行、経常費補助金の申請業務等の監査項目が加えられ、監査の対象と範囲が大幅に 拡大している。また、監査の方法も準拠性監査から実効性監査に重点が移っており、監査に 要する時間が大幅に増加している。

貴学は外部監事3名とこの点は理想的であるが、3名とも非常勤であり、常勤の監事が不在である。業務監査、教学監査の範囲と内容が大幅に拡大している現在、非常勤の監事3名で対応することは困難であると思われる。監事のうち1名は常勤の常任監事であることが望ましい。また監事は教育、研究、管理運営、財務等の分野のいずれかの分野の専門家である必要がある。監事の監査業務の補助支援業務を内部監査室が行っている大学も見受けられるが、監事は独立機関であり、監事の監査業務を支援する独立部門として「監事室」の設置も必要と思われる。

【評定】

〔 S(長所) <u>A(適合)</u> B(指摘事項) C(是正指摘) 〕

<理由>

大学運営に関しては持続的改善活動が行われていると評価できることから A としたが、委員の中には危機管理の脆弱性を根拠にC評価とする意見もあった。課題の多く残るAであると認識されたい。

基準10 大学運営・財務 (2)財務

10-(2)-1 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に設定しているか。

評価の視点1:財務関係比率に関する指標又は目標を設定

評価の視点 2:減価償却特定資産の積立て、2号基本金の組み入れを実施

【評価】

大学として事業活動収支差額比率8%を目指すというが、その根拠が不明である。健全な学校法人経営という意味では、基本金組入後の当年度の収支差額の黒字を目標とすべきである。 また、事業活動収支差額等は大学に限定せず、大学、高校、幼稚園、法人等を含めた学園全体で設定すべきである。

人件費比率、人件費依存率、教育研究経費比率、事業収支差額等は、大学の戦略、管理運営の方針が集約したものである。これらの比率については、同時並行的、総合的に考え、目標となる指標を設定していく必要がある。ミッション、ビジョンの実現、そして 2023 年のあるべき姿からそれぞれ望ましい比率を明らかにし、その実現を目指していくべきである。

たしかに、人件費比率の目標値を出すことは困難な作業ではあるが、消費経済の代表的存在である大学においては、教育研究経費や事業収支全体とのかかわりで望ましい人件費比率を学部別等で出すことは不可欠である。人件費比率の目標となる指標の設定は必要であるが、それは単純な人員の削減や給与水準の引き下げを意味するものではない。教職員の人員配置の適正化、教員の流動化、学生定員、学納金の水準とのかかわりで設定すべきである。

また職務内容の見直し、業務プロセスの改善、教育訓練、モチベーションの向上などといった仕事の質の改善とのかかわりも考慮する必要がある。職員については現在人事考課の処遇への反映が進んでいるとのことであるが、教員についても考課を行い、処遇への反映を行っていくべきである。いずれにしても、戦略的に人件費の問題を考えていくことは、現在の大学の重要な経営課題である。

2.減価償却額の累計額の合計額は39,226 ^{百万円}である。この数字は現時点で施設・設備の更新に必要な資金の合計額を意味している。これに対して将来施設・設備の更新に充てる減価償却引等定資産は15,880 ^{百万円}である。財政的に厳しい状況に直面している大学も多く、各大学とも減価償却引特定資産を十分積み立てているとは言えないが、将来の教育研究の質的水準の維持、向上を施設・設備の面で支えていくという大学経営の原則から言えば、100%積み立てる必要がある。

貴学では減価償却引当特定資産の積み立てを、2016年に再開したとのことで好ましいことである。2018年は 10億円の積み立てであるが、今後は少なくとも当年度減価償却(1.945 ^{百万円}) 相当金額以上を積み立てていくことが望ましい。

- 3. すでに理事会、評議員会で決定された東松山キャンパス新体育館及び緑山キャンパス多目 的グランドの整備のような大規模な施設・設備の投資で、積立金が準備されていない計画につ いては2号基本金を設置することが好ましい。
- 4. このほか、次のような意見もあった。視点1に関して、施策方針として目標を設定してい

るが、いつまでに実施するのかを明記すべきである。評価の視点2に関して、2号基本金組み 入れに関して検討を行うとのことだが、当面問題ないということで時期が明記されていないが 問題はないのか。

10-(2)-2 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点1:大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等(教育研究活動の推進及び教育研究環境整備に関わる 計画)を実現するために必要な財務基盤(又は予算配分)の確保

評価の視点2:教育研究水準の維持・向上を図るための、経常的な財政確保の仕組みの整備

評価の視点3:外部資金(文部科学省科学研究費補助金、寄付金、受託研究費、共同研究費等)の獲得の目標と計画

評価の視点 4: 外部資金受け入れ体制(外部の競争的資金、寄付金を積極的に受け入れることのできる体制)の構築、獲得状況の

検証と資金運用

【評価】

学生生徒等納付金収入、手数料収入、経常費補助金収入、資産運用益収入は、今後減少傾向にあるとのことである。しかし収入が減少したからといって、教育研究の質的水準を下げることはできないということは、すでに指摘したところである。したがって今後は特別補助の増額に努めるとともに、科学研究費補助金、受託研究、共同研究、寄附講座、寄付金等といった外部資金の獲得に努めるべきである。

経常費補助金に関しては、私立大学等改革総合支援事業のタイプ4「グローバル化」とタイプ5「プラットフォーム形成」を獲得していることは大変すばらしいことである。しかしタイプ1「建学の精神を生かした大学教育の質向上」の獲得に至っていないとのことである。タイプ1を獲得するための要件は、教育の質の向上に不可欠の内容であり、収入増だけではなく、教育改善活動の推進という面でも重要な意味がある。できるだけ早い時期に、私立大学改革等総合支援事業タイプ1の獲得を実現すべきである。

科学研究費補助金については、ここ数年金額で 6,000 万円前後、採択件数で 100 件程度と成果を上げている。この点は高く評価できる。

しかし受託研究費、共同研究費は、ここ数年百万円程度とあまり芳しくない。また寄付金の 獲得も進んでいない。今後は大学を開放系にし、企業や地域社会の事業への参加、企業や地域 社会からの持続性ある人材の受け入れなど交流、提携を進め、受託研究費、寄付金を大幅に増 やす必要がある。

このほか委員から評価の視点1に関して、2023~2030年に至る中長期的な財政基盤の確保が 分からないとの指摘があり、評価の視点2に関して、収支差額が悪化しているとのことだが、 学納金の金額を上げることによる入試への影響はないかなどの指摘があった。

≪提言≫

【長所】

同規模の他大学と比較して、貴学の過去の経営成績の結果である財務状況は健全な状況であ

る。とくに退職給与引当特定資産を退職給与引当金相当分に対して、100%積み立てていること は高く評価できる。中期的にはとくに問題はないと思われる。

【改善提言】

中期的には健全な状況であると言えるが、長期的視点に立つと若干問題がある。

学校法人は教育研究の水準を持続的に発展させるため、施設・設備を恒常的に維持しなければならない。この要件を満たすためには、消費収支を均衡させ、現在保持している施設・設備の更新資金を確実に確保する必要がある。消費収支の均衡が学校法人経営の目指すところである。現在の基準では、基本金組入後の当年度収支差額の黒字の確保である。平成30年度決算では、当年度収支差額は、17億円の赤字となっている。2009~2018年の10年間の基本金組入後収支差額(事業活動支出/事業活動収入—基本金組入額)が100%を超えており、支出超過が続いている。ただ翌年度繰越収支差額は75億円のマイナスにとどまっており、かつては健全な経営が行われていたと推察される。いずれにしても最終的な目標は、当年度収支差額の黒字化であり、そこに向けたより一層の改革が必要である。

【評定】

[S(長所) A(適合) B(指摘事項) C(是正指摘)]

<理由>

現時点では他大学と比較して、貴学の財務状況は健全な状況である。

外部評価委員会との意見交換会 記録

開催日時: 2020 (令和2) 年2月19日 (水) 14:00~15:30

開催場所: 板橋校舎2号館2階 2-0220会議室

出席者: (外部評価委員)

関根謙委員長、福島健介副委員長、唐沢昌敬委員、中原秀樹委員、原和世委員、 平良木登規男委員、山中哲也委員

(学園、大学)

中込秀樹理事長、門脇廣文学長、青木幹喜副学長、浅野善治副学長、河内利治副学長、高橋進学務局長、梅沢祐行事務局長、大熊泰治総務部長、渡邊大輔総務課長、佐藤貞宏人事課長、後藤満管理部長、武田新管理課長、大野俊東松山事務部長、稲葉豊東松山事務部専門部長、吉永誠財務部長、伊藤勝教財務課長、青木清美学務部長、矢部昌裕学務課長、内藤二郎次期学長、新里孝一次期副学長、中井睦美次期副学長、永田清企画調整委員

(第一高校)

川嶋直司校長、池田祐輔教頭

幹 事: 総合企画室

■ 概要と目的

学校法人大東文化学園内部質保証規程に基づく外部評価委員との意見交換会について、今年度は上記日程で行った。今期の外部評価は、基準2(内部質保証)、基準4(教育課程・学習成果)、基準5(学生の受け入れ)、基準7(学生支援)、基準8(教育研究等環境)、基準9(社会連携・社会貢献)、基準10(大学運営、財務)および第一高等学校評価について受審しており、意見交換は、そのうちの「基準10」「危機管理」(第1部)、「働き方改革」(第2部)をテーマとして行った。

■ 第1部テーマ 「基準10(大学運営、財務)」「危機管理」

梅沢事務局長より、テーマに基づき、中期計画の策定状況、東松山キャンパスにおける自衛消防 訓練等について現状の説明があった。また、外部評価報告書で指摘されている外部理事推薦プロセ スの透明性を担保する具体的方法について質問があった。これに対し外部評価委員より、理事会選 出の前段階として、推薦委員会を立ち上げて候補者を選出するなど、公平性、多様性を確保する方 法が考えられるとの回答があった。

続いて、梅沢事務局長より財務に関する現状報告、門脇学長より補助金の状況、中期計画の策定 状況について説明があった。

外部評価委員より、以下の通り意見があった。

- ・定員問題、収入構造、支出構造について細かく見直さなければ特効薬はない。
- ・寄付金が少ない。地域社会、企業、同窓会とのコミュニケーションが少ないのではないか。
- ・(他大学では)理事から寄付金を募る取組みを行った。
- ・卒業生を大切にしているかで大学の質が問われる。入学と同時に永久同窓会員となる大学もある。
- ・改革総合支援事業のタイプ1を獲得すべく取組みを行う余地があるのではないか。
- ・管理経費の見直しを行う。
- ・基本金組入れ前の収支均衡を目指す。
- ・他大学に比して、大学運営についての取組みが遅れていることが感じられるが、教職協働で取り 組むことが発展のスピードをあげる重要なポイントである。
- ・何を置いても早急に危機管理に取り組むべきである。

■ 第2部テーマ 「働き方改革」

梅沢事務局長より、学園の働き方改革の状況(有給休暇の取得、一高教員の勤務管理、事務職員の働き方改革の取組み等)について説明があった。続いて、川嶋校長より、第一高校の状況(部活動における働き方の問題点等)について説明があった。

外部評価委員より、第一高校の ST 比について、都内私立高校の平均 ST 比と比べ高い(都内私立高校:17、18 名前後、第一高校:21.4 名)ことに関する質問があった。

梅沢事務局長より、現在第一高校と協議中であるが、単なる人数の面だけではなく、教育の特質、 年齢構成、将来的な人事計画、財政的な問題等を総合的に勘案しつつ、教科ごとの配置を含めて考 えていきたいとの回答があった。川嶋校長より、嘱託講師の雇用の在り方についても検討したい旨 の回答があった。

以上